



第1表 エネルギーの使用量

1-1. エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

エネルギーの種類	単位	使用量			
		(4) 年度 エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	エネルギー使用量 熱量 GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 熱量 GJ
(1) 化石燃料	揮発油	k l	(5)	(6)	(8)
	連携分	k l		(7)	
	ジェット燃料油	k l			
	連携分	k l			
	軽油	k l			
	連携分	k l			
	A重油	k l			
	連携分	k l			
	B・C重油	k l			
	連携分	k l			
	液化石油ガス (LPG)	t			
	連携分	t			
	液化天然ガス (LNG)	t			
	連携分	t			
	石炭 ( )	t			
	連携分	t			
都市ガス (CNGを含む。)	千 m <sup>3</sup>				
連携分	千 m <sup>3</sup>				
(2) その他 ( )	( )				
連携分	( )				
化石燃料小計 (原油換算 k l)				(10)	
連携分					
化石燃料小計 (GJ)				(9)	
連携分					
(3) 非化石燃料	バイオエタノール	k l			
	連携分	k l			
	バイオディーゼル	k l			
	連携分	k l			
	SAF	k l			
	連携分	k l			
	水素	t			
	連携分	t			
	アンモニア	t			
	連携分	t			
その他 ( )	( )				
連携分	( )				
非化石燃料小計 (原油換算 k l)				(11)	
連携分					
非化石燃料小計 (GJ)					
連携分					

記載要領

- 「化石燃料」とは、燃焼または燃料電池による発電に使用する石油製品（原油、揮発油（ガソリン）、重油、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス並びに石炭製品（石炭、コークス、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）とする。
- 別紙1を参考に、上欄にないエネルギーの種類を使用した場合、「( )」内にエネルギーの種類を、単位列に単位を記載する。複数の種類を記載するときは、新たに行を追加して記載する。
- 「非化石燃料」とは、燃焼または燃料電池による発電に使用するもので、化石燃料以外のものとする。化石燃料と混合して使用する際は、化石燃料と非化石燃料で分けて使用量を記載する。例えば、軽油95%、バイオディーゼル5%を含む燃料100k1を使用した場合、軽油欄に95k1、バイオディーゼル欄に5k1を記載する。
- エネルギーを使用した年度を西暦で半角で記載する。以下、同様とする。
- 本社および全ての支社等で使用したエネルギーで、旅客の輸送に係るものの使用量を記載する。非化石証書等は考慮せず、実際に使用したエネルギーの種類の使用量を左欄の単位で集計し、記載する。なお、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記載する。ただし、1未満の場合は、有効数字が3桁未満となるよう四捨五入する。以下、同様とする。
- 貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けている場合は、第1表2(3)に基づき、自社で使用したエネルギー使用量のうち、連携省エネルギー措置の対象外となるエネルギー使用量を記載する。
- 貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けている場合は、第1表2(3)に基づき、自社で使用したエネルギー使用量のうち、連携省エネルギー措置の対象となるエネルギー使用量を記載する。
- 別紙1の熱量換算係数に、2つ左隣の欄に記載された数値を乗じたものを記載する。例えば、軽油を100k1使用した場合、「38.0[GJ/k1]×100[k1]= 3,800[GJ]」より、「3,800」を記載する。

- (9) 化石エネルギーの内、「実際に使用したエネルギー」、「連携省エネルギー措置の対象外となるエネルギー」、「連携省エネルギー措置の対象となるエネルギー」の合計使用熱量[GJ]を左上、右上、右下の欄にそれぞれ記載する。
- (10) 原油換算係数「0.0258[kl/GJ]」に、化石エネルギーの合計使用熱量[GJ]を乗じた合計原油換算熱使用量[kl]を記載する。
- (11) 非化石エネルギー分の合計について、化石エネルギーの合計と同様に記載する。

電気	買電	(1) 化石 由来	電気事業者からの買電	千kWh			
			連携分	千kWh			
			その他（上記以外の買電）	千kWh			
		(2) 非化石 由来	電気事業者からの買電	千kWh			
			連携分	千kWh			
			その他（上記以外の買電）	千kWh			
	自家 発電	非燃料 由来	太陽光	千kWh			
			連携分	千kWh			
			風力	千kWh			
			連携分	千kWh			
			地熱	千kWh			
			連携分	千kWh			
		燃料 由来	水力	千kWh			
			連携分	千kWh			
			その他（ ）	千kWh			
			連携分	千kWh			
			化石由来	千kWh			(※)
			連携分	千kWh			(※)
			非化石由来	千kWh			(※)
			連携分	千kWh			(※)
その他（ ）		千kWh					
連携分		千kWh					
電気小計（原油換算k l）							
連携分							
電気小計（GJ）							
連携分							
合計GJ				(5)	(6)		
連携分					(7)		
原油換算k l				①-1	①-2	(8)	
連携分							
前年度原油換算k l						(9)	
連携分							
対前年度比（%）						(10)	
連携分							

## 記載要領

- 別紙2の電気の種類の内、買電の電気で、化石由来のものについて記載する。なお、非化石メニュー等を使用した場合は、電気事業者の非化石割合から、化石エネルギー分を算出し、加算する。
- 別紙2の電気の種類の内、買電の電気で、非化石燃料由来のものについて記載する。なお、非化石メニュー等を使用した場合は、電気事業者の非化石割合から、非化石エネルギー分を算出し、加算する。
- これらの値は小計及び合計に含めない。
- 電気分の合計について、化石エネルギーの合計と同様に記載する。
- 連携省エネルギー措置を考慮しない場合のエネルギーの合計使用熱量[GJ]を記載する。
- 連携省エネルギー措置を考慮した場合のエネルギーの合計使用熱量[GJ]を記載する。
- 連携省エネルギー措置の対象となる化石エネルギー、非化石エネルギー、電気の内、自社で使用したものの合計使用熱量[GJ]を記載する。
- 2つ上の欄に記載されているエネルギーの合計原油換算熱使用量[kl]を記載する。
- 前年度の原油換算熱使用量[kl]を記載する。初年度は記載不要とする。
- 下記計算式で算出した数値を記載する。初年度は記載不要とする。当該欄においては「合計原油換算熱使用量」について算出する。「対前年度比」については、以下、同様とする。

<計算式>

$$(\text{当該年度値}) \div (\text{前年度値}) \times 100[\%]$$

1-2. 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	(2) 年度						
		使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量		
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	
(1) 月別	4月	千kWh	(3)	(4)				
	5月	千kWh						
	6月	千kWh						
	7月	千kWh						
	8月	千kWh						
	9月	千kWh						
	10月	千kWh						
	11月	千kWh						
	12月	千kWh						
	1月	千kWh						
	2月	千kWh						
	3月	千kWh						
時間帯別	出力制御 時間帯	千kWh	(5)	(6)				
	需給が厳しい 時間帯	千kWh						
	その他の時 間帯	千kWh						
	合計							

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

(7) 1-3. 電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報

クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
(8) ~	(9)	(10) kWh
~		kWh
~		kWh

(11) 1-4. 電気供給事業者から購入した電力の種類及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける 非化石割合又は 非化石証書使用状況
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

記載要領

- (1) 系統電気以外で自己託送以外の電気を買電している場合は、事業者単位で月別または時間帯別のいずれか1つを選択して使用量を記載する。
- (2) 第1表1-1で記載した年度を記載する。
- (3) 月別で報告する場合は、別紙2の電気の種類ごとに、月単位で使用量を合計したものを記載する。なお、非化石証書等は考慮せず、実際の使用量を記載する。
- (4) 下記HPに掲載される熱量換算係数に、月および地域ごとの使用量を乗じ、合計したものを記載する。  
<[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html)>
- (5) 時間帯別で報告する場合は、別紙2の電気の種類ごとに、30分単位または60分単位で実際の使用量を計測し、合計したものを記載する。なお、非化石証書等は考慮せず、実際の使用量を記載する。
- (6) 別紙2(c)列の熱量換算係数に、電気の種類および時間帯ごとの使用量を乗じ、合計したものを記載する。
- (7) 省エネ法の評価対象となる書類等の種類は別紙3の通り。証書等の種別ごとに記載し、無効化および償却日または移転日ごとに記載する。行が不足する場合は、行の追加をする。また、本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化および償却または移転を行ったことを確認できる資料を添付する。
- (8) 無効化および償却または移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「~」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記載する際は、「非化石証書」と記載する。
- (9) 無効化および償却を行った日付または登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記載する際には空欄とする。
- (10) 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載する。
- (11) 電力メニューごとに使用量および非化石割合を記載する。

2. 貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

(1) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

(1)

(2) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

(2)

(3) 貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離
		数値	熱量G J	数値	熱量G J	
(3)						

記載要領

- (1) 連携省エネルギー措置によって「どれだけのエネルギーを使用したか。」「どれほどの省エネ効果が得られたのか。」を記載する。なお、貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を受けていない場合は、記載不要とする。以下、同様とする。
- (2) 具体的な算出方法を記載する。エネルギーの使用量の按分が生じる場合には、エネルギー使用量および輸送量の按分割合を記載する。
- (3) エネルギーの種類ごとにエネルギー使用量、使用熱量および輸送量を記載する。



第4表 エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

1. エネルギー消費原単位

	(1) 年度	対前年度比 (%)
エネルギー消費原単位 = $\frac{\text{非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) (①・1)}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 (⑦・1)}}$	(2)	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位 = $\frac{\text{非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) (①・2)}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 (連携省エネルギー措置を踏まえたもの) (⑦・2)}}$	(3)	

2. 電気需要最適化評価原単位

	(1) 年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) (④・1)}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 (⑦・1)}}$	(4)	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k l) (④・2)}}{\text{個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 (連携省エネルギー措置を踏まえたもの) (⑦・2)}}$	(5)	

記載要領

- (1) 第1表1-1で記載した年度を記載する。
- (2) 第3表2「①-1」に記載した数値を、第3表1「⑦-1」に記載した数値で割ったものを記載する。
- (3) 第3表2「①-2」に記載した数値を、第3表1「⑦-2」に記載した数値で割ったものを記載する。
- (4) 第3表2「④-1」に記載した数値から、別紙2の電気の種類ごとの熱量換算係数に第1表1-2の使用量[千kWh]を乗じた数値を合計したものを引き、第1表1-2の合計原油換算熱使用量を加算した数値を、第3表1「⑦-1」に記載した数値で割ったものを記載する。

<計算式>

( (第3表2「①-1」[GJ]) - (熱量換算係数[GJ/千kWh]) × (第1表1-2の「使用量」[千kWh]) + (第1表1-2の合計原油換算熱使用量[GJ]) ) ÷ (第3表1「⑦-1」)

- (5) 第3表2「④-2」に記載した数値から、別紙2の電気の種類ごとの熱量換算係数に第1表1-2の「連携分を除いたエネルギー使用量」および「連携省エネルギー分のエネルギー使用量」を乗じた数値を合計したものを引き、第1表1-2の「連携分を除いたエネルギー使用量」および「連携省エネルギー分のエネルギー使用量」の合計原油換算熱使用量を加算した数値を、第3表1「⑦-2」に記載した数値で割ったものを記載する。

<計算式>

( (第3表2「④-2」[GJ]) - (熱量換算係数[GJ/千kWh]) × (第1表1-2「連携分を除いたエネルギー使用量」[千kWh]および「連携省エネルギー分のエネルギー使用量」[千kWh]) + (第1表1-2「連携分を除いたエネルギー使用量」[GJ]および「連携省エネルギー分のエネルギー使用量」[GJ]の合計原油換算熱使用量[GJ]) ) ÷ (第3表1「⑦-2」)

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

1. エネルギー消費原単位

	(1) 年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(2)					
前年度比 (%)	(3) (A-1)	B-1	C-1	D-1		(4)
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		A-2	B-2	C-2	D-2	

2. 電気需要最適化評価原単位

電気使用量の集計区分	(5) <input type="checkbox"/> 月別 <input type="checkbox"/> 時間別					5年度間 平均原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位						
前年度比 (%)		A'-1	B'-1	C'-1	D'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
前年度比 (%)		A'-2	B'-2	C'-2	D'-2	

3. 非化石エネルギーの使用状況

(6) 3-1. 電気車における非化石電気の使用状況

非化石電気の使用状況					
(7) ・ <input type="checkbox"/> 使用電気全体(自家発電を含む。) ・ <input type="checkbox"/> 外部調達電気 に占める非化石電気の割合	年度	年度	年度	年度	年度
	(8) %	%	%	%	%

記載要領

- (1) 5年経過するまでは、報告年度を含めた全ての年度分報告し、6年目以降は過去5年度実績分を記載する。
- (2) 第4表に記載した値を年度ごとに記載する。令和4年度(2022年度)実績までは、「( )」内に令和4年度省エネ法改正前の基準で算出した数値を記載する。令和5年度(2023年度)実績は、「( )」内に改正前の基準で算出した数値を記載し、改正後の基準で算出した数値を「( )」外右隣にする。令和6年度(2024年度)実績以降は、改正後の基準で算出した数値のみを記載する。
- (3) 令和5年度(2023年度)実績までは「( )」内の数値で算出し、令和6年度以降は「( )」外の数値で算出する。
- (4) 4年度分の前年度比を掛け合わせた数値を1/4乗したものを記載する。

<計算式>

$$((A-1) \times (B-1) \times (C-1) \times (D-1))^{1/4}$$

- (5) 第1表1-2で選択したものを選択する。
- (6) 鉄道による旅客の輸送をした場合、記載する。
- (7) 「使用電気全体」と「外部調達電気」のどちらを報告するか選択する。
- (8) 集計にあたっては、別紙2(b)の電気の種類ごとの熱量換算係数に電気の使用量を乗じ、非化石電気の割合を算出する。なお、電気事業者からの買電の内、非化石分については、下記要領で計算する。

<電気事業者からの買電の非化石分の計算方法>

$$((\text{電気事業者の非化石電源比率}[\%]^{(*)1} / 100) + 13[\%]^{(*)2} / 100 \times (\text{電気事業者の化石電源比率}[\%] / 100)) \times 8.64[\text{GJ}/\text{千kWh}] \times (\text{電気の使用量}[\text{千kWh}])$$

(\*)1 電気事業者の非化石電源比率：特定の電力メニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石電源比率を元に算定し、通常の電力小

売契約の場合には、当該電気事業者の非化石証書の使用状況を元に算定する。

(※2) 13% : FIT 売れ残り分

また、非化石証書等がある場合は、下記要領で記載する。

<非化石証書等の計算方法>

(事業者が年度<sup>(※3)</sup>において排出量調整無効化<sup>(※4)</sup>をした国内認証排出削減量<sup>(※5)</sup>)

－ (事業者が創出した国内認証排出削減量のうち年度において移転をした量)

＋ (事業者が所有する前年度の1月1日から年度の12月31日までの間における発電に係る非化石証書に係る電力の量)

(※3) 年度 : 4月1日から翌年3月31日まで

(※4) 排出量調整無効化 : 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として国内認証排出削減量を移転ができない状態にすること

(※5) 電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び2-2の③の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。

(1) 3-2. 非化石エネルギー自動車の使用状況 (バス、タクシー)

区分		実績				
		年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	②	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド 自動車	③	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料 を使用する自動車	④	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の 合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	台
旅客輸送に使用する 自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車割 合	⑦=⑤/⑥×100	%	%	%	%	% (3)

(4) 3-3. バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 (バス、タクシー) に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量	台数
	(5) %	kl	台
	%	kl	台

3-4. その他非化石エネルギーの使用状況

(6)


- 備考 1 3-1の非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。))又は外部調達電気は、記載する項目に■印を付すこと。
- 2 3-2の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む。)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。
- 3 3-1は「旅客輸送区分」が1の場合に、3-2及び3-3は「旅客輸送区分」が2又は3の場合に記載すること。

記載要領

- (1) バスまたはタクシーによる旅客の輸送をする場合、記載する。
- (2) バイオ燃料又は合成燃料の混合割合が50%以上の自動車の台数を記載する。
- (3) バイオ燃料・合成燃料を使用するバスまたはタクシーによる旅客の輸送をする場合、燃料の種類ごと、混合割合ごとに記載する。行が不足する場合は、行を追加する。
- (5) 合理的な方法で算出した数値を記載する。
- (6) ハイブリッド自動車および充電設備等の導入台数を参考として記載することも可能とする。

第6表 エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

(1) 1. 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(イ)、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ロ)にその理由

(イ)の理由
(ロ)の理由
(2)

(3) 2. 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合は(ハ)、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は(ニ)にその理由

(ハ)の理由
(ニ)の理由
(4)

(5) 3. 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由


### 記載要領

- (1) 第5表1の5年度間平均原単位変化が99[%]を超える場合、記載する。なお、(イ)および(ロ)共に該当する場合、双方記載する。
- (2) 「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記載してもよい。
- (3) 第5表2の5年度間平均原単位変化が99[%]を超える場合、記載する。なお、(ハ)および(ニ)共に該当する場合、双方記載する。
- (4) 「(ニ)の理由」が「(ハ)の理由」と同様になる場合には、「(ハ)と同じ」と記載してもよい。
- (5) 報告対象年度の実績が前年度と比べて向上している場合、記載不要とする。

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

(1)	対象項目				
	取組方針の作成とその効果等の把握	<u>取組方針の策定</u> <input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	(2) <u>省エネ推進体制・責任者の設置</u> <input type="checkbox"/> 全ての部門で実施している <input type="checkbox"/> 大半の部門で実施している <input type="checkbox"/> 一部の部門だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<u>責任者による取組の状況(計画の策定、報告等)</u> <input type="checkbox"/> 全てを実施している <input type="checkbox"/> 大半を実施している <input type="checkbox"/> 一部を実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<u>省エネに関する従業員教育実施</u> <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	省エネ輸送用機械器具の使用	<u>省エネ輸送用機械器具の導入</u> <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<u>省エネに資する器具の導入</u> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	省エネ運転・操縦	<u>省エネ運転・操縦</u> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<u>効率的な輸送ルートを選択</u> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<u>冷暖房効率の向上等</u> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	旅客を乗せない走行・航行距離の縮減	<u>回送走行・航行距離等の縮減</u> <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
	その他	<u>他の事業者等関係との連携強化</u> <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<u>効率的な輸送方法の選択の促進</u> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		

記載要領

- (1) 必ず各項目のいずれかに印を記載する。なお、各項目において2箇所以上印を記載しない。
- (2) 「全てで実施している」は実施割合が概ね100%の場合、「大半で実施している」は実施割合が50%を超える場合、「一部だけ実施している」は実施しているがその実施割合が50%に満たない場合、「実施していない」は0%とする。以下、同様とする。

(1) 第8表 その他実施した措置

(2) 1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2. 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

### 記載要領

(1) 当該年度に実施した措置を記載する。「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号）」等に記載された措置以外のものも記載可能とする。

第9表 二酸化炭素の排出に係る事項

1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

	年度
燃料の使用に伴う二酸化炭素	(1) t-CO <sub>2</sub>
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素	(2) t-CO <sub>2</sub>

2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
x.xx t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>	Aガスの基礎排出係数	〇〇地域の車両
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>	(3)	
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		

3. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
v.vv t-CO <sub>2</sub> /kWh	C電力の基礎排出係数	〇〇地域の車両
t-CO <sub>2</sub> /kWh	(4)	
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

4. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

(5)

## 記載要領

- (1) 第1表1で記載した年度を記載する。
- (2) 下記計算式で算出した「燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量」について、小数点以下切り捨てたものを記載する。別紙4に記載のない燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量は加算しない。なお、石油系の副生ガスや副生油等を燃料として使用する場合で、これらを第1表1-1において「石油系炭化水素ガス」や性状の近い他の燃料として燃料使用量を計上しているときは、近似できる燃料の炭素排出係数を用いて二酸化炭素の排出量を加算する。また、連携省エネルギー措置は考慮しない。

<計算式(燃料)> <sup>(※1)</sup>

都市ガス : (基礎排出係数[tCO<sub>2</sub>/千m<sup>3</sup>]<sup>(※2)</sup>) × (エネルギー使用量[千m<sup>3</sup>])

都市ガス以外の燃料 : 44/12 × (炭素排出係数[tC/GJ]<sup>(※3)</sup>) × (使用熱量[GJ])

(※1) 燃料の種類ごとに算出したものを合計する。

(※2) HP<<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>>の「ガス事業者別排出係数一覧」に掲載された基礎排出係数を使用する。

(※3) 別紙4またはHP<<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>>の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」に掲載された炭素排出係数を使用する。

- (3) 下記計算式で算出した「電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量」について、小数点以下切り捨てたものを記載する。自家発の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量は加算しない。また、連携省エネルギー措置は考慮しない。

<計算式(電気)> <sup>(※4)</sup>

(基礎排出係数[tCO<sub>2</sub>/kWh]<sup>(※5)</sup>) × (電気使用量[千kWh]) × 1,000

(※4) エネルギーの種類ごとに算出したものを合計する。

(※5) HP<<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>>の「電気事業者別排出係数一覧」に掲載された基礎排出係数を使用する。掲載がない場合または実測等に基づく適切な排出係数がない場合は、上記一覧末尾に掲載する代替値を使用する。

- (4) 第9表の1において、都市ガスの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた基礎排出係数を記入する。

① 『係数の値』

ガス事業者ごとの基礎排出係数を記入する。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入する。

ガス事業者A社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入する。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入する。

- (5) 第9表の1において、他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた基礎排出係数を記入する。

① 『係数の値』

電気事業者等ごとの基礎排出係数を記入する。

② 『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入する。

電気事業者A社から電気の供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入する。

③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入する。

- (6) 第9表の1において、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、当該算定方法又は係数の内容について記載する。

5. 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	(7) ①	国内クレジット	
クレジット特定番号等	②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
KC-300-000-000-000-001 ~ 300-000-000-000-060		令和〇〇年〇月〇日	60 t-CO <sub>2</sub>
KC-300-000-000-000-101 ~ 300-000-000-000-140		令和〇〇年〇月〇日	40 t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
合 計 量			100 t-CO <sub>2</sub>

国内クレジットの場合

削減量の種別	(7) ①	オフセット・クレジット	
クレジット特定番号等	②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JP-200-000-000-000-001 ~ 200-000-000-000-070		令和〇〇年〇月〇日	70 t-CO <sub>2</sub>
JP-200-000-000-000-101 ~ 200-000-000-000-180		令和〇〇年〇月〇日	80 t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
合 計 量			150 t-CO <sub>2</sub>

オフセットクレジットの場合

削減量の種別	(7) ①	グリーンエネルギーCO2削減相当量	
クレジット特定番号等	②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
12XY001-120425-00000101 ~ 12XY001-120425-00000150		令和〇〇年〇月〇日	50 t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
合 計 量			50 t-CO <sub>2</sub>

グリーンエネルギーCO2削減相当量の場合

削減量の種別	(7) ①	J-クレジット	
クレジット特定番号等	②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-400-000-000-000-001 ~ 400-000-000-000-040		令和〇〇年〇月〇日	40 t-CO <sub>2</sub>
JC-400-000-000-000-101 ~ 400-000-000-000-160		令和〇〇年〇月〇日	60 t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
合 計 量			100 t-CO <sub>2</sub>

J-クレジット（無効化量）の場合

削減量の種別	(7) ①	J-クレジット	
クレジット特定番号等	②	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
JC-400-000-000-000-001 ~ 400-000-000-000-040		令和〇〇年〇月〇日	40 t-CO <sub>2</sub>
JC-400-000-000-000-101 ~ 400-000-000-000-160		令和〇〇年〇月〇日	-60 t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
~			t-CO <sub>2</sub>
合 計 量			-20 t-CO <sub>2</sub>

J-クレジット（移転量）の場合

(7) 第9表の1の算定に用いた国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの種別ごとに必要事項を記入する。なお、国内認証排出削減量の種類が2つ以上ある場合は、表を追加して記入する。自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量を報告する場合には、負の値で記入する。

① 『削減量の種別』

国内認証排出削減量の種別（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量又はJ-クレジット）を記入する。

② 『クレジット特定番号等』『無効化量又は移転量』等

国内認証排出削減量の種別ごとの表において、クレジット特定番号等及び無効化日又は移転日ごとに、『クレジット特定番号等』の欄に特定番号等を、『無効化日又は移転日』の欄に当該国内認証排出削減量を無効化した日付又は移転した日付を、『無効化量又は移転量』の欄に無効化した量又は移転した量をそれぞれ記入する。無効化した量は正の値、移転した量は負の値で記入する。この表に記入した全ての国内認証排出削減量について、無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付して提出すること。なお、他の者が無効化した国内認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化したことに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出すること。また、国内認証排出削減量付きリース物品を調達し、リース事業者から当該国内認証排出削減量の無効化を行ったことを確認する資料を受領している場合についても、温室効果ガス排出量の算定に用いることができます。ただし、無効化量の合計が1t-CO<sub>2</sub>未満の場合は算定に用いることはできない。

6. 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別 (8) ①	非化石証書の量 ②	全国平均係数 ③	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量 ④
	kWh	t-CO <sub>2</sub> /kWh		t-CO <sub>2</sub>

7. 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書 (9)	t-CO <sub>2</sub>
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t-CO <sub>2</sub>
	③非化石電源二酸化炭素削減相当量	t-CO <sub>2</sub>
	④合計	t-CO <sub>2</sub>
	⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO <sub>2</sub>
	⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t-CO <sub>2</sub>

8. 権利利益の保護に係る請求の有無

上記1. の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

1. 有（別添のとおり）(10) 2. 無

9. 情報提供の有無

上記1. の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

1. 有（別添のとおり）(10) 2. 無

## 記載要領

(8) 第9表の1の算定に用いた非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとに必要事項を記入する。

① 種別

算定に用いた非化石証書の種別を記載する。なお、複数の種別がある場合には、行を追加すること。

② 非化石証書の量

非化石証書の種別ごとに算定に使用した非化石証書の量を記載する。使用できる非化石証書の量とは、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書の量又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書に記載の量のうち、温室効果ガス排出量の算定に使用する量である。他者に販売した証書や、電気事業者が基礎排出係数の算定に使用した証書は使用することができない。この表に記入した全ての非化石証書について、算定に使用する非化石証書の量を証明する資料を添付して提出すること。証明するものとして、6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能である。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能である。

③ 全国平均係数、補正率

全国平均係数及び補正率は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する値を記載すること。これらの値は、環境省の「算定方法・排出係数一覧」ページにおいて電気事業者別排出係数一覧と一緒に公表される。

※「算定方法・排出係数一覧」ページ

電気事業者別排出係数一覧 <https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>

④ 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量の算定方法については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の「第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法」

<[https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/manual/chpt2\\_5-0\\_rev.pdf](https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/manual/chpt2_5-0_rev.pdf)>  
267 ページを参照のこと。

ここでいう「電気事業者」とは、下記に該当する事業者となる。

- ・電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者
- ・同項第9号に規定する一般送配電事業者
- ・同法第27条の19 第1項に規定する登録特定送配電事業者

(9) 第9表の1の算定に用いた以下に掲げる量を記入する。

① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量

② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量

③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量

④ ①～③の量の合計量

⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基排出係数）を乗じて算定した量

⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量

(10) 「有」と「無」のどちらかを「○」で囲む。「有」の場合には、地球温暖化対策の推進に関する法律における、「様式第1の2 権利利益の保護に係る請求書」を添付する。様式は

<<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html>>から取得する。

## 別紙1 熱量換算係数（電気以外）

エネルギーの種類ごとの熱量換算係数にエネルギー使用量を乗じ、合計使用熱量 [GJ] を算出する。

合計原油換算使用熱量[k1]は、原油換算係数0.0258[k1/GJ]に合計使用熱量[GJ]を乗じて算出する。

エネルギーの種類	熱量換算係数	単位	
化石燃料	原油	38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート (NGL)	34.8	GJ/kl
	揮発油 (ガソリン)	33.4	GJ/kl
	ナフサ	33.3	GJ/kl
	ジェット燃料油	36.3	GJ/kl
	灯油	36.5	GJ/kl
	軽油	38.0	GJ/kl
	A重油	38.9	GJ/kl
	B・C重油	41.8	GJ/kl
	石油アスファルト	40.0	GJ/t
	石油コークス	34.1	GJ/t
	液化石油ガス (LPG)	50.1	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	46.1	GJ/千 m <sup>3</sup>
	液化天然ガス (LNG)	54.7	GJ/t
	その他可燃性天然ガス	38.4	GJ/千 m <sup>3</sup>
	輸入原料炭	28.7	GJ/t
	コークス用原料炭	28.9	GJ/t
	吹込用原料炭	28.3	GJ/t
	輸入一般炭	26.1	GJ/t
	国産一般炭	24.2	GJ/t
	輸入無煙炭	27.8	GJ/t
	石炭コークス	29.0	GJ/t
	コークス	37.3	GJ/t
	コークス炉ガス	18.4	GJ/千 m <sup>3</sup>
高炉ガス	3.23	GJ/千 m <sup>3</sup>	
発電用高炉ガス	3.45	GJ/千 m <sup>3</sup>	
転炉ガス	7.53	GJ/千 m <sup>3</sup>	
非化石燃料	黒液	13.6	GJ/t
	木材	13.2	GJ/t
	木質廃材	17.1	GJ/t
	バイオエタノール	23.4	GJ/kl
	バイオディーゼル	35.6	GJ/kl
	バイオガス	21.2	GJ/千 m <sup>3</sup>
	その他バイオマス	13.2	GJ/t
	RDF	18.0	GJ/t
	RPF	26.9	GJ/t
	廃タイヤ	33.2	GJ/t
	廃プラスチック	29.3	GJ/t
	廃油	40.2	GJ/kl
	廃棄物ガス	21.2	GJ/千 m <sup>3</sup>
	混合廃材	17.1	GJ/t
	水素	142	GJ/t
	アンモニア	22.5	GJ/t

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年9月29日通商産業省令）別表第一

(※) SAFの熱量換算係数は、暫定的に36.3[GJ/kl]とする。ただし、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。

別紙2 熱量換算係数（電気）

電気の種類ごとの熱量換算係数[GJ/千kWh]に電気使用量[千kWh]を乗じ、合計使用熱量 [GJ]を算出する。

電気の種類				熱量換算係数 (GJ/千 kWh)			
				(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気需要最適化措置	
買電 (※1)	系統電気 (※2)	自己託送	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40	
		自己託送以外 (※3)	オフサイト PPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40
				非化石重み付けあり	3.6	8.64×1.2 (非化石カウント)	・再エネ出力制御時：3.60 ・需給状況が厳しい時：12.2 ・その他の時間帯：9.40
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64×1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
	上記以外	非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
		(他事業者からの供給) 自営線	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64×1.2	3.6
	上記以外		化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64×1.2	3.6		
	上記以外		投入した燃料・熱で算出する。	※電気の非化石割合を指標とする場合：8.64を発電量に乗じて算出する。 ※上記以外を指標とする場合：使用した燃料・熱量で算出する。	※投入した燃料・熱で算出する。		

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年9月29日通商産業省令）

(※1) 買電：一般送配電事業者が維持し、運用する電線路を介して供給された電気をいう。

(※2) 系統電気：電力会社が保有する商用の配電線網から供給される電気

(※3) 自己託送：発電用又は蓄電用の自家用電気工作物を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービス

### 別紙3 省エネ法の評価対象となる証書等の種類

省エネ法で非化石転換の取組として評価される証書等は下表の通り。

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石熱由来国内クレジット</li><li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン熱証書</li><li>・非化石熱由来J-クレジット</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・非化石電気由来国内クレジット</li><li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li><li>・認証済グリーン電気証書</li><li>・非化石電気由来J-クレジット</li><li>・非化石証書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等</li></ul>

## 別紙4 炭素排出係数（燃料）

燃料の種類	炭素排出係数[tC/GJ]
輸入原料炭	0.0246
コークス用原料炭	0.0245
吹込用原料炭	0.0251
輸入一般炭	0.0243
国産一般炭	0.0242
輸入無煙炭	0.0259
石炭コークス	0.0299
石油コークス、FCC コーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	0.0245
コールタール	0.0209
石油アスファルト	0.0204
コンデンセート（NGL）	0.0183
原油（コンデンセート（NGL）を除く。）	0.0190
揮発油（ガソリン）	0.0187
ナフサ	0.0186
ジェット燃料	0.0186
灯油	0.0187
軽油	0.0188
A 重油	0.0193
B・C 重油	0.0202
潤滑油	0.0199
液化石油ガス（LPG）	0.0163
石油系炭化水素ガス	0.0144
液化天然ガス（LNG）	0.0139
天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	0.0139
コークス炉ガス	0.0109
高炉ガス	0.0264
発電用高炉ガス	0.0264
転炉ガス	0.0420
RDF（ごみ固形燃料）	0.0162
RPF（ごみ固形燃料）	0.0166
廃タイヤ	0.0135
廃プラスチック類（一般廃棄物）	0.0257
廃プラスチック類（産業廃棄物）	0.0239
廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油	0.0179
廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	0.0188